

令和3年1月14日

(一社) 大阪電業協会
会員企業 各位

(一社) 大阪電業協会
専務理事

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する特別対応について（継続実施）

拝啓 平素は、協会事業活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大し、協会事業活動も中止や延期状況が続いており、会員企業の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしております。

大阪府では、緊急事態宣言が発出され、さまざまな諸施策が打ち出されています。

大阪電業協会事務局においても、当面の間、下記のとおり特別対応いたしたく存じます。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。会員企業の皆さまにおかれましても、ご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 事業継続要員の交代出勤制とテレワーク制の導入

専務理事、事務局長を事業継続要員とし、日単位で交代勤務とします。

他の職員についても交代制としますが、可能なかぎり出勤自粛とします。

（感染症罹患患者発生による協会事務局の機能不全回避措置）

メールマガジン等在宅対応可能な業務は、テレワークに移行します。

但し、延期が難しく不可欠な業務については、当該時間帯のみ出勤とします。

2. 時差出勤制の導入

出勤時刻を9:00から10:00、退社時刻を17:00から16:00に変更します。

（通勤リスクの軽減措置）

9:00～10:00、16:00～17:00の間は事業継続要員1名が対応いたします。

3. 特別対応期間

1月14日から2月7日までとし、経過後、継続の是非を判断します。

以上